

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )	
譲受法人名	1					計	
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・	・	・		
譲渡収益の額	4	円	円	円	円		
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (の場合は0)	6						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「18」欄</b></p> <p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第65条第10項」</p> <p>② 「区分番号」欄: 「00582」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「18」欄の「その他( )」の空欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の「14」欄の金額</p> </div>							
(マイナスの場合は0)							
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12					
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14						
譲渡損失額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15					
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17						
当期に譲渡法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他( )	譲渡・償却その他( )	譲渡・償却その他( )	譲渡・償却その他( )		
簡便法による当期益金算入額を計算する場合は	減価償却資産	償却期間の月数 〔譲渡法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
		当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
		当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22				
		支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26					

別表十四(五) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分